

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会

日時：令和6年8月5日（月）

午後1時30分から3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 情報提供
クマ類の指定管理鳥獣への追加指定等の状況
- 4 協議事項
宮城県における指定管理鳥獣としてのツキノワグマの対応方針等
- 5 議 事
ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

◆◆◆◆◆ 配布資料 ◆◆◆◆◆

〔議事資料〕

- 議事 ツキノワグマ管理事業実施計画
- ・令和5年度管理事業実績報告書（県実施分）
 - ・令和7年度管理事業実施計画書（県実施分）
 - ・令和5年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
 - ・令和6年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

〔参考資料〕

- 資料1 ツキノワグマに関する各種データ
- 資料2 クマ類の指定管理鳥獣への追加指定等の状況
- 資料3 宮城県における指定管理鳥獣としてのツキノワグマの対応方針等

会議内容については、平成17年6月17日に開催された宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会における審議の結果、原則公開することとなっております。

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会委員

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
学 識 経 験 者	青 井 俊 樹	国立大学法人岩手大学名誉教授	部会長
〃	土 屋 剛	日本鹿研究協会会長	副部会長 (親会兼任)
〃	大 西 尚 樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 チーム長（動物生態遺伝担当）	
〃	鵜 野一 小野寺 レイナ	慶応義塾大学先端生命科学研究所所員兼 鶴岡市農山漁村振興課鳥獣被害対策推進員	
猟 友 会	浅 井 功	一般社団法人宮城県猟友会黒川支部長	
県 関 係 機 関	小 野 寺 淳	農政部農山漁村なりわい課長	
〃	大 類 清 和	水産林政部林業振興課長	
〃	玉 田 克 志	林業技術総合センター 試験研究部長	
		8 名（定員 1 0 名）	

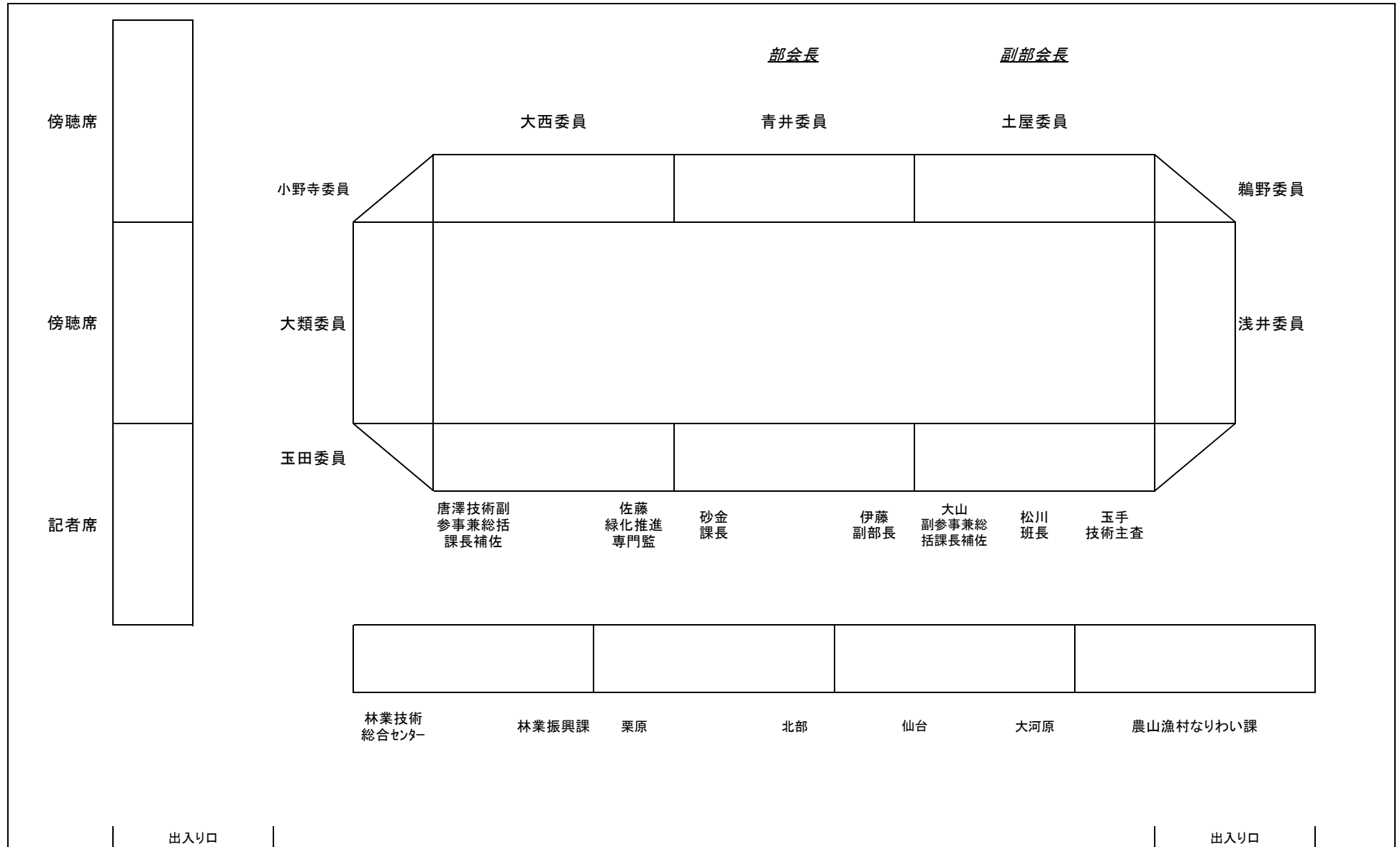
任期 令和 5 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 3 1 日

令和 6 年 4 月 1 日現在

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会 事務局名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	伊 藤 健 治	環境生活部副部長（技術担当）	
2	砂 金 義 徳	環境生活部自然保護課長	
3	佐 藤 大 輔	環境生活部自然保護課緑化推進専門監	
4	大 山 慶一郎	環境生活部自然保護課副参事兼総括課長補佐	
5	唐 澤 悟	環境生活部自然保護課技術副参事兼総括課長補佐	
6	松 川 雅 俊	環境生活部自然保護課主任主査（班長）	
7	後 藤 涼	環境生活部自然保護課主任主査（副班長）	
8	玉 手 智 史	環境生活部自然保護課技術主査	
9	洞 口 くるみ	環境生活部自然保護課主事	
10	氏 家 俊 幸	農政部農山漁村なりわい課技術補佐（班長）	
11	佐 藤 拓 海	農政部農山漁村なりわい課技術主査	
12	真 壁 由 衣	農政部農山漁村なりわい課技師	
13	平 塚 健 斗	水産林政部林業振興課地域林業振興班技師	
14	宇都宮 優 斗	経済商工観光部大河原地方振興事務所林業振興部主事	
15	佐 藤 裕 也	経済商工観光部仙台地方振興事務所林業振興部 技術次長（班長）	
16	相 良 陸 隼	経済商工観光部仙台地方振興事務所林業振興部主事	
17	舩 形 成 則	経済商工観光部北部地方振興事務所林業振興部主事	
18	高 田 琉 聖	経済商工観光部北部地方振興事務所栗原地域事務所 林業振興部主事	
19	田 中 一 登	林業技術総合センター試験研究部主任研究員	

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 ツキノワグマ部会 座席表



○特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

平成十七年三月二十五日

宮城県条例第四十四号

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例をここに公布する。

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問等に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画(以下これらの計画を「保護管理計画」という。)の実施方法等の検討及び評価に関すること。
 - 二 保護管理計画の作成に係る地域住民その他の関係者の合意形成に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- (平二七条例一六・一部改正)

(組織等)

第二条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、農業関係団体、自然保護団体又は狩猟者団体の役員又は職員、地域住民の意見を代表する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。ただし、委員長が委員会に諮って議決を要しないと定めたものについては、この限りでない。

(部会)

第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める鳥獣に係る保護管理計画の実施方法の分析、評価等に関し調査審議する。

- 一 ニホンザル部会 ニホンザル
- 二 ツキノワグマ部会 ツキノワグマ
- 三 イノシシ部会 イノシシ
- 四 ニホンジカ部会 ニホンジカ

- 2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条(第三条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

(平一八条例六四・平二〇条例四六・一部改正)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一八年条例第六四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(部会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第二号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までとする。

附 則(平成二〇年条例第四六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(部会委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行の日から平成二十年八月三十一日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第三号及び第四号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年七月三十一日までとする。

附 則(平成二七年条例第一六号)

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。